

2 就学援助の申請手続き

(1) 申請書の提出について

記入例をご覧ください、必ず期日までに学校へ「令和6年度就学援助費希望調書（申請書）」を提出してください。「希望しません」の方も提出が必要です。

【提出期限】 令和6年4月15日（月）

【提出先】 専用封筒に入れて学校へ提出してください。

（教育委員会へ直接提出を希望される場合は、その旨学校へお伝えください。）

- ※ 令和5年度に認定された方や新小学校1年生で入学前に申請をした方も、新たに申請が必要です（毎年申請書の提出が必要です）。
- ※ 申請書は、児童生徒1人につき1枚必要です（兄弟姉妹での提出漏れにご注意ください）。
- ※ 申請書は、教育委員会が必要と認める場合には就学援助費の受領及びその目的に従って処理する一切の権限を校長に委任する委任状を兼ねています（滞納等を理由に振込先を申請者の口座から校長口座に変更する委任状を兼ねています）。
- ※ 上記の期限後、年度途中でも随時申請することは可能です。年度途中の申請の場合には、申請した月から対象となります。
- ※ 北区以外にお住まいの方は、居住地の教育委員会へお問い合わせください。なお、北区の希望調書（申請書）は「希望しません」で学校へ提出してください。
- ※ 申請内容について、学校や教育委員会から問い合わせをする場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 申請に伴う所得の確認について

① 令和6年1月1日現在、北区に住民登録がある方

教育委員会が所得の確認調査を行いますので、所得確認書類の提出は不要です。令和5年分（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の所得の申告（同一世帯で控除対象配偶者・扶養親族以外の方全員）を行ってください。

所得が無かった方も申告が必要となります。北区役所税務課で所得が無かった申告をしてください。

② 令和6年1月1日現在、北区以外に住民登録があった方

「令和6年度市区町村民税の課税（非課税）証明書」を後日提出してください（令和6年6月初旬から、1月1日現在住所地の税務担当課で発行しています）。

※ 証明書に所得金額と被扶養者等が掲載されていることをご確認ください。

※ 提出がない場合は審査ができず「否認定」となる場合があります。

マイナンバーの利用について

証明書の提出が必要な方で、マイナンバーの利用を希望される場合は、別途「マイナンバー利用申請書」を提出することで、証明書の提出を省略することができます。

「マイナンバー利用同意書」は3ページのQRコードより北区ホームページ「就学援助」からダウンロード可能です（郵送でお送りすることも可能です）。

3 認定結果及び支給について

- (1) 認定結果は、6月下旬に児童生徒の住民登録地の世帯主宛てに郵送でお知らせします。また、在籍する学校へも認定結果を通知します。
- (2) 援助費の支給は、原則として年5回の支給日に申請者の指定口座へ振込みます。ただし、学校への支払いに滞納がある場合は、直接、校長口座へ振込む場合があります。
- ※ 振込口座として指定した口座に変更があった場合は、「口座変更届」の提出が必要となりますので、教育委員会までご連絡ください。
- ※ 認定後に世帯状況の変更があった場合は再申請が必要となる場合があります。再審査中は、援助費の支給が一旦停止になる場合がありますので、ご了承ください。
- ※ 所得超過で否認定となった場合でも、その後に世帯状況や前年中の所得額に変更があった場合は再申請することができます（例：離婚や所得修正など）。ただし、認定された場合の援助費の支給は再申請した月からとなります。

4 就学援助の支給内容

- 学校給食費 ○学用品等購入費 ○新入学学用品等購入費 ○校外活動費（移動教室等）
- 通学費 ○クラブ活動費 ○体育実技用具費 ○オンライン学習通信費
- 学校生活管理指導表文書作成費
- 夏季施設参加費 ●修学旅行費 ●卒業アルバム購入費 ●医療費 など

- ※ 生活保護を受けている方は、○印の費目は生活福祉課から支給されるため、●印の費目のみ就学援助での支給対象となります。
- ※ 北区立学校では学校給食費の完全無償化を実施しているため、原則就学援助費からの学校給食費の支給はありません。
- ※ 新入学学用品等購入費は、入学前に支給を受けた方には支給されません（中学校の新入学学用品等購入費は、小学校6年生で認定を受けている国公立進学予定の方に、3月に入学前支給をしています）。
- ※ 医療費は、「北区子ども医療費助成制度」が適用されない方のみ支給される場合があります。
- ※ 認定された場合でも全ての費目が支給されるとは限りません。支給時期や支給金額の詳細は、認定された方に通知する「支給金額内訳」をご確認ください。

5 その他

主たる生計維持者の生活状況の急変等（長期入院、会社都合による失業、倒産、罹災等）の特別の事由により、前年の所得以外での申請を希望される方は、教育委員会までご相談ください。

6 問い合わせ先

〒114-8546 東京都北区滝野川2丁目52番10号
北区教育委員会事務局教育振興部 学校支援課学事係
(北区役所滝野川分庁舎1階5番窓口)

☎03-3908-1541 月～金曜（祝日を除く）8時30分～17時



北区ホームページ
「就学援助」

◎次ページに世帯員の取扱いについて記載しています。申請前に必ずご確認ください。

<世帯員の取扱いについて>

申請書右側の世帯の状況欄については、原則、住民票上の世帯員のみ（児童生徒を含む世帯）をご記入ください。

（例外1）保護者が仕事・介護等の理由で別住所に住民登録をしている場合

世帯に含めてください。なお、該当する保護者と同世帯の方も含めてください。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（2-（2）-②を参照）の提出が必要となります。

（例外2）保護者が住民票上同住所別世帯となっている場合（世帯分離など）

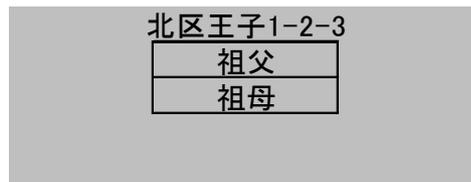
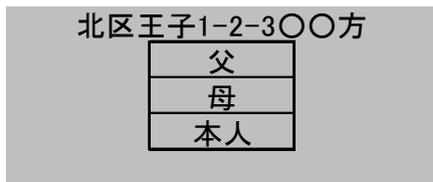
世帯に含めてください。

（例外3）保護者以外が住民票上同住所別世帯となっている場合（同居の祖父母など）

保護者が同住所別世帯の方を扶養している場合に限り、同一世帯に含めることができます。

「扶養している」とは、税法上扶養にしていることを条件とします。申請書に扶養していない方が記入されている場合は、世帯から除いて審査します。

（例外3の例）



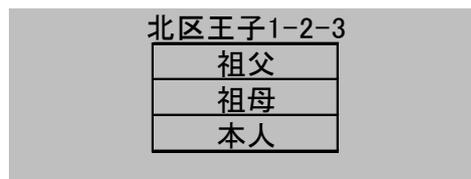
この場合、原則は3人世帯（父・母・本人）での申請になりますが、父又は母が祖父母を扶養にしている場合に限り、5人世帯で申請することができます。

（例外4）事情により、保護者と児童生徒が別世帯となっている場合

原則、保護者を含めた世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは保護者となります。ただし、児童生徒のいる世帯と保護者の世帯の生計が別である場合は、児童生徒のいる世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは、児童生徒のいる世帯の方となります。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（2-（2）-②を参照）の提出が必要となります。

（例外4の例）



この場合、原則は6人世帯（父・母・兄・本人・祖父・祖母）での申請になり、申請者及び援助費の受け取りは、父又は母となります。

父母と生計が別である場合には、祖父又は祖母を申請者（及び援助費の受取人）として、3人世帯（祖父・祖母・本人）で申請してください。

※ 父・母・本人の3人世帯で申請することはできません。

※ 6人世帯で申請した場合でも、通知等の送付先は本人（児童生徒）の住民登録地の世帯主宛となりますので、ご注意ください。